

## 第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第8回）議事録

日時 平成20年8月27日（水）午後1時半～3時半

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席20名（欠席7名）

### 議題

議題1 各論 第3章「教育・育成」の質問事項について

議題2 各論 第4章「雇用・就業」について

### 議事概要

#### 1開会

#### 2委員の交代について

第1号委員の山崎委員が7月20日付で委員を辞退されたため、山崎委員の後任としてオアシス家族会の犬石様に委員を委嘱しました。

#### 3議題1

各論 第3章「教育・育成」の質問事項について

事務局から質問事項について説明

#### 事務局

「第7回委員会にていただいたご質問で、特別支援学校の生徒数は何名とのご質問ですが、平成20年5月1日現在の特別支援学校及び特別支援学級の生徒数は、市立船橋特別支援学校が小学部、中学部、高等部あわせて186名、県立船橋特別支援学校が小学部、中学部、高等部あわせて130名。特別支援学級については、小学校が38学級で210名。中学校が17学級で103名となっています。このほか、第6回、第7回でいただいたご意見については、10月開催の第10回策定委員会にて全体見直しをしますので、そのときにお示しします。」

#### 4議題2

各論 第4章「雇用・就業」について

事務局から「雇用・就業」について説明

#### 事務局

「この第4章「雇用・就業」については、前計画である船橋市障害者施策に関する計画改訂版では、章の名称が就労となっていました。厚生労働省の策定している障害者基本計画に合わせる形で、この第2次計画からは雇用・就業という名称に変更しています。この第4章「雇用・就業」の基本方針についてですが、平成18年4月の障害者自立支援法の施行と、障害者雇用促進法の改正により、障害者の雇用・就業については抜本的に見直しがされました。そのことにより、雇用の場の拡大、相談機関の充実、関係機関の連携強化などを図っていくこととなります。では、内容の説明に入らせていただきます。まず（1）「障害のある人の雇用の場の拡大」ですが、1ページの一番下の（ア）「合同面接会の開催」ですが、こちらは毎年10月に公共職業安定所の主催で、障害者雇用促進合同面接会を開催しています。こちらは就職を希望する障害のある人に、より多くの面接選考の機会を提供するとともに、事業主の障害者雇用についての認識と理解を深め、雇用拡大の機会を提供するものとして大きな意味を持つものです。次に、2ページ目の（2）「総合的な支援施策の推進」ですが、（ア）「自立支援協議会専門部会

の充実」ですが、今年度から自立支援協議会にて課題別専門部会を立ち上げ、検討を行っています。その中の就労支援部会にて就労支援施策の検討を行っています。次に（イ）「特別支援連携協議会作業部会の充実」ですが、特別支援連携協議会では、就学前の第一作業部会、在学中の第二作業部会、卒業後の第三作業部会の3つの作業部会があり、就労支援については、第三作業部会にて支援体制の構築を図っています。また（ウ）「関係機関との連携強化」とあり、この自立支援協議会や特別支援連携協議会の相互に連携を図ることで、より効果的な支援体制の構築を目指しています。次に（エ）「個別移行支援計画の充実」ですが、個別移行支援計画は、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加、自立を支援するため学校と労働機関、企業等が連携・協力して作成するものであり、これを充実していくことで学校卒業後の就労を促進することとしています。次に（オ）「障害者就業・生活支援センターの設置への働きかけ」ですが、障害者就業・生活支援センターとは、就業面と生活面の支援を一体的に行い、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導、助言、職業訓練のあっせんなど、障害のある人の職業生活における自立を図るための支援を行う機関であり、障害のある人の就労を推進するものとして、非常に重要視されています。この障害者就業・生活支援センターは、千葉県では圏域ごとの設置を目指していることから、船橋圏域においても障害者就業・生活支援センターが設置されるよう市としても働きかけを行います。次に4ページの（ア）「事業移行支援」ですが、現在は障害者自立支援法の経過措置により、新体系事業に移行していない事業者がまだあり、そうした状況の中で事業者に対し、適切な情報提供を行うことでの確な移行を促進します。また、就労支援事業所などの職員に対して、就労支援の研修を行うなどの人材育成を図ります。次に（エ）「受注及び販路の拡大」ですが、平成18年度より千葉県、千葉市とともにNPO法人千葉県就労事業振興センターに「福祉作業所等の機能を強化する事業」を委託し、作業所等の販路拡大や受注業務の拡大を推進します。また、次の（オ）「福祉ショップの開設」ですが、こちらも作業所等の工賃アップのためには大きな効果があることから、場所の選定や運営方法等適切なあり方の検討を行い、開設について検討を行います。第4章の新たな項目については以上となります。また、最後になりますが、千葉県において今年度から、障害者の雇用に取り組む事業所の拡大を図るために、障害者を積極的に雇用等をしている企業、事業所等を認定する制度がスタートしました。その認定した結果としては、その取り組み内容などをホームページに公表して、いわば障害者の雇用の拡大を目指しています。これについて、市としても障害者側だけではなく、雇用を受け入れする企業側に対しても、何らかの啓発を行いたいと考えています。」

#### 宮代委員

「障害者就業・生活支援センターについてですが、これは2008年度の県のアクションプランや第4次障害者計画の中でも、16圏域に設置しようとしており、当然船橋も該当してくると思いますが、ここで就労支援事業者等に働きかけてとありますが、これではちょっと弱いです。と言うのは、これはすごく公共性の高いというか、一事業者がそれを受けて、その事業者のためにだけやるのではなく、圏域でニーズのある方々が等しく利用できるような存在でなければ、ほんとうの意味での機能はしないんですね。国も力を入れていますが、私どももこの「障害者就業・生活支援センター」についてはぜひ船橋でも、最低でも1カ所は必要だと常々思っています。そういう意味で、非常に公共性の高いというか、みんなが等しく利用できる、そういうセンターでなければなりませんので、このあり方自体も含めて官民協働で設置に向けて働きかけていくような、そういうニュアンスを盛り込めないものかと思います。」

#### 仙波委員長

「いまの発言は「障害者就業・生活支援センターの設置への働きかけ」の部分ですが、私も全く同じ考えで、これが1つのきょうの目玉のように思います。もう少し文章の上でも強くしてはどうかと思います。」

#### 事務局

「障害者就業・生活支援センターの件ですが、今県のほうで、圏域ごとに段階的に整備する方向で動いています。」

船橋でも、これに手を挙げたいというお話は聞いています。ただし、運営面で受けた法人だけではなく、圏域で広く連携していけるような仕組みづくりについては、今後考えていかなければとよく認識していますので、計画の中に文言的に盛り込めるか検討させていただきたいと思います。」

#### 宮代委員

「相談支援事業もそうですが、やはり受けた事業所が中心でということはおわかりますが、なかなか利用しづらいというような不平不満が出てきたりと、既存の法人が利益を得るためにやるのではなく、圏域で必要とする人が等しく利用できるような、そういうスタンスをきちんととるということに市がどう関わっていくのかが、ひとつ大きなポイントになると思います。ぜひよろしくをお願いします。」

#### 仙波委員長

「私も宮代委員と同じ意見です。今箱物をつくるというのは、難しい情勢になっていますね。そうすると、既存のものの機能を広げて、それを利用していくというのが有効だし、その機能が膨らめば膨らむほど効果が高まると思います。それを皆が利用しやすいよう検討していくという意味を含め、ここの文章をもう少し強くしてはと思います。」

#### 御郷委員

「今の関連ですが、平成21年度から立ち上げる予定だと思いましたが、やはり県主導ではなく船橋圏域では船橋にあった良いものをつくってほしいと思いますので、ご検討よろしくをお願いします。」

#### 伊藤委員

「3つほどありまして、まず「就労後の相談支援の充実」とありますが、相談支援ももちろんですが、就労定着という言葉ぜひ入れていただきたい。例えば地域活動支援センターで、段階を踏んで一般就労にもっていくと書かれている中で、地域活動支援センターを利用して就労した人の就労定着が、非常に大きな力になると思います。なので、就労定着という言葉を入れることで、企業と利用者のコーディネーターみたいな役割といったような実際の援助をすることを位置づけていただきたいということが1つです。もう1つは企業への啓発、障害のある人の雇用の場の拡大に関してですが、船橋には結構大きな会社がありますが、そこに特例子会社の設置を市で積極的に呼びかけることや、そういった制度もあるという周知を行うなど、特例子会社の情報提供、推進といった文言を入れてほしいのが2つ目です。3つ目は、文章の中で作業所等と書いてありますが、今は作業所から地域活動支援センターへの移行が進んでいる中で、文言的に地域活動支援センター等のほうが、将来的にずっと使える文章になるのではと思いました。」

#### 鈴木課長

「大変貴重な意見ありがとうございます。第1点目の就労定着の支援は非常に大事だと思います。就労をしても職場になじめずに、辞めてしまう場合も多々ありますので、今後とも強化していかなければいけないことはよく認識していますので、文言的に検討させていただきたいと思います。2点目の特例子会社ですが、現在市内に1カ所ありますが、ただ1回特例子会社ができると、最初に雇用した方が就労していて、なかなか新規の方が難しい面もありますので、関係課のご意見等を聞きながら計画に反映できるか、検討させていただきたいと思います。3点目の件は、確かにおっしゃるように、今は作業所よりも地域活動支援センターが多数を占めていますので、ここは訂正させていただきます。」

#### 宮代委員

「今の意見と関連もしますが、高次脳機能障害や発達障害などのところで、福祉作業所などの施設での受け入れ

とありますが、ここも地域活動支援センターは該当しないのか。該当するのであれば福祉作業所と並列で地域活動支援センターを入れるか、あるいは地域活動支援センターにしてしまうか。それから、自立支援協議会で、この問題を取り上げる可能性はありますか。というのは、私は自立支援協議会でこそ、この問題を取り上げてほしい。制度の谷間と言われている人が、自立支援法になってもまだまだ谷間に置かれている現状はあると思います。これは船橋だけの問題でなく全国的にそうです。そういう人たちをどうやって福祉サービスに結びつけていくのかという、数が少ないだけに問題はみんな認識していますが、施策に乗りにくいという部分についてこそ、自立支援協議会で本格的な議論をしていかなければならないと思います。」

#### 事務局

「ご指摘の点ですが、最初に作業所という文言ですが、これは全般的に見直ししたいと思います。実態としては地域活動支援センターが中心になっていますので、ここだけではなく、全体的に文言整理させていただきます。2点目の高次脳機能障害、発達障害の関係ですが、今、国のほうでも障害者の範囲の見直しを検討されているところですので、その辺も見ながら反映できる場所があればと思います。ただ発達障害については、精神3級の手帳の取得ができますので、一般的ではありませんが、その辺を利用すれば制度に乗ってくるのではと思います。現実的には児童デイサービスにおいては、発達障害のお子さんも積極的に受け入れていますので、問題はその後の人になったときの就労の問題などもあるかと思いますが、検討はさせていただきたいと思います。」

#### 宮代委員

「自立支援協議会でぜひこの問題を取り上げていただきたいという希望として一応出させていただきました。」

#### 事務局

「自立支援協議会では、この半年間、個別の専門部会で、3部会を集中的に開催していますが、9月いっぱいにかけて、中間発表として全体会に諮るというスケジュールになっています。今、お話があった件については、その後いろいろな課題がありますので、その中で順次取り上げていきたいと思っています。」

#### 仙波委員長

「自立支援協議会では、船橋の現状に沿って検討していますので、その成果もこの計画にあわせていけば、非常に実効性のあるものになると考えています。特に発達障害については、どこの地区を見ても非常に後発の課題になっています。それを含め、いろいろな課題を扱える仕組みにしたほうが良いと思います。」

#### 篠崎委員

「職員の採用についてですが、船橋市で聴覚障害者の採用という実態はあるのでしょうか。」

#### 事務局

「以前に、障害者の人を対象にして採用試験を行い、雇用したことがあります。その中に聴覚障害の人もいました。何年か前に家庭の事情で退職しておりますが。」

#### 篠崎委員

「現在、聴覚障害者はいないということですね。そうなっているのは聴覚障害者が人が働くというのは何か難しいところがあるのでしょうか。障害のある人の新たな職場の開拓や、働きやすい勤務形態の研究などという記載がありますが、勤務形態などを研究することで、聞こえなくても働ける環境などの工夫を行政で率先して行っていたければ、民間の企業でも参考にしてもっと働きやすい環境ができるのではないかと思います。」

事務局

「当時の情報でお話をしますと、聴覚障害の人が業務に支障があったということはなかったと思っています。現在、市では法定の雇用率を越えていますので、その後障害者の人を特に対象にした採用試験というのは実施していないと認識しています。」

立川委員

「視覚障害者協会としても、なかなか仕事はできないので、みんなで力をあわせてやっていくには、船橋市の公共施設などの売店とかに少しでも入れてもらえればと思っていますが。」

事務局

「視覚障害の方も先ほど申しあげました試験の中で、何名か雇用し、現在市の職員として働いております。」

御郷委員

「話題がずれて申しわけですが、市内の施設、例えば、アンデルセン公園や運動公園の清掃は、今は生きがい福祉事業団がしていると思いますが、そこに障害者を採用していただければと思います。」

事務局

「生きがい福祉事業団は、高齢者、障害者、寡婦の方を対象としてやっていますので、ご意見については、生きがい福祉事業団にも伝えて協議していきたいと思います。」

玉元委員

「先ほどの聴覚障害者、視覚障害者の雇用と関連しますが、民間の医療法人の経営者として、視覚障害者の方を2名採用しています。理学療法士と鍼灸マッサージ師を雇用しており、法定雇用率は超えています。民間が雇用積極的にない現状の中で、市が法定雇用率を超えているからといって、新規に障害者を雇用しないのは、ちょっとおかしいと思います。ここに書いてある働きやすい勤務形態の研究というのはやはり公的機関が率先して進めるべきではないかと思います。」

事務局

「採用の所管部署ではありませんので、現在の市の考え方はご説明できませんが、ただ先ほど言いましたのは、現在採用していないという事実で、市がこのことについて一切考えていないということとは違いますので、ご理解をいただきたいと思います。」

宮代委員

「直接的に計画の文言にかかわることではないですが、実際今の段階で、市内の整備状況を見たときに、船橋で何が足りないとか、もっとこの辺は力を入れていく必要があるとか、率直に感じていることを教えていただければと思います。」

事務局

「この障害者施策に関する計画とは別に、障害者自立支援法に基づく数値目標を定める障害福祉計画があります。こちらで就労に関する数値を設定しています。現状ですと、就労継続支援A型は県内でも整備は進んでいない。A型のもとになっている福祉工場自体がほとんど整備されていない状況です。ほとんどが就労継続支援B型です。就労移行支援事業については、本市をはじめ近隣でも段々と整備が進んでいます。今後の方向性としては、やはりA型よりも一般就労を進めるべきだと。一般の企業あるいは公共施設等さまざまな一般就労に力を入れていくべきだ

と考えています。と言ってもすべての方が就労できるわけではありませんので、B型等の施設も充実していかなければならないと考えています。」

仙波委員長

「課題山積ですが、いろいろな制度をつくっていくのは全般的にこれからだと思います。ただ既存で今までやってきた事業体があるわけですから、それを強化し連携をして機能を膨らませていくことが今の課題だと思っています。いい機会ですので今まで日の当たらなかった部分についても施策を展開していくべきだと思います。それではこの章については、若干の訂正点が出ておりますが、それは事務局のほうでご検討をお願いします。では、討論はここまでにして、最後に事務局からご報告をお願いします。」

事務局

「本日はたくさんのご意見ありがとうございました。いただきました意見に関しては、持ち帰りまして検討させていただきます。次回の第9回ですが、9月30日火曜日を予定しています。内容は第5章の福祉サービスについて議論いただく予定です。また、その次の第10回ですが、10月末を予定しています。内容としては全体の総括的な見直しをさせていただきたいと思います。」

仙波委員長

「それでは、今日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。」

了